



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 松井正義
編集責任者 伊藤隆夫

2015年
6月26日
NO. 55

ダイジェスト版

みんなが
待っています。
あなたの力を
国労へ
HP <http://www.e-nru.com>

「労働条件に関する協約」第2回改訂交渉 乗務員勤務 6月25日 を行う

組合

輸送混乱時の労働時間管理について、勤務制度が熟知されない中で、自己申告漏れの実態がある。勤務制度の勉強会等職場で出来ないのか！

会社

列車の状況報告書の中で、管理者が確認し最終的に判断する。お互い勉強をすることも必要である。サービス労働はあってはならない。

< 組合 >

【 予備勤務に関して 】

- 輸送混乱時の代替え要員も確保されていない、運用面でも厳格ではない。乗務員予備は、労基法40条ではなく労基法32条の2の扱いとし配置すること。
- 我々の調査では実際に待機予備のいる職場は少ない。予備をどの様と考えているのか。大半が行路を指定されている。現実的には待機はいない。

【 労働実態 】

- 昨年のダイヤ改正時の行路を06年と比較した調査をした。働き度が上がっている一方で、食事時間含め切りつめられており、働きづらくなっている。

【 設備改善に関して 】

- 食事と休憩する所は分けてほしいというのが全体の声であり、努力を求める。

< 会社 >

- 32条の2では、基本的に一旦指定した勤務はむやみに変更出来ない。鉄道業務の特性上、勤務を変えざるを得ない。40条に基づいて、勤務が始まるまでは、どのような状況にも対応できるように待機している。運用面はレベルアップをしたい。
- 予備の考え方は、待機し輸送混乱時の対応である。一方で、効率的な運用も必要であり、繁忙での違いや職場の規模によつての違いもある。

- 制度は逸脱していないが、働き方も変わってきている。悪くすることを目的に行路を作っているわけではない。車両の改善もし、どう働きやすくするかも継続してやっていく。

- 色々な声は承知している。限られたスペースの中で、出来ることは対応していく。